

入札公告

工事を次のとおり条件付一般競争入札に付す。
令和元年5月17日

社会福祉法人平成福祉会
理事長 大田研治

1. 工事概要

(1) 工事名称

老人保健施設ハイム・ゾンネ3階空調設備更新工事

(2) 工事場所

佐用郡佐用町林崎662番3 (老人保健施設ハイム・ゾンネ)

(3) 工事内容

老人保健施設ハイム・ゾンネ3階の既設空調機(室内機)の撤去・処分及び更新空調機の設置・取り付け事業

(4) 工期(または施工期間)

契約締結日の翌日から令和元年7月31日(水)限り

(5) 入札説明会

本件についての入札説明会は開催しない。

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(7) 予定価格

設定有 (非公開)

(8) 最低制限価格

設定有 (非公開)

(9) 入札価格調査基準価格及び調査最低制限価格
無し

(10) 入札方式
条件付一般競争入札

(11) 契約締結予定日
令和元年5月予定

(12) 支払条件
工事完了検査完了後に施工者が発行する支払請求書を受領した日の翌月末までに一括支払いする。

2. 条件付一般競争入札参加資格

(1) 兵庫県播磨北西部又は播磨南西部の市町内に本店を有し、開札の日時までに、兵庫県又は当該市町において「管工事」又は「電気工事」又は「建築一式工事」に係る入札参加資格があること。

(2) 兵庫県または兵庫県内の市町の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書の提出期限日及び当該工事の入札の日において、兵庫県または兵庫県内の市町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3. 入札手続き等

(1) 設計図書の閲覧場所、申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

① 場所: 〒679-5212 兵庫県佐用郡佐用町林崎662番3

② 担当: 社会福祉法人平成福社会
法人本部 常務理事辻本照明
電話(0790)-78-0001(代)

[アドバイザー] 藤田・川崎法律事務所
電話(079)-285-1258(代)

③ 期間: 令和元年5月20日(月)から5月24日(金)まで
午前10時から午後5時まで(午後0時30分から午後1時30分を除く)

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

期間: 令和元年5月20日(月)から5月24日(金)まで
午前10時から午後5時まで(午後0時30分から午後1時30分を除く)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年5月28日(火)午後1時 佐用町 南光文化センター会議室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札は、令和元年5月25日(土)正午までに上記(1)の場所に必着のこと。

4. その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約履行保証・契約保証金

免除する。

(3) 契約書の作成

要する。

(4) 入札者に求められる義務

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出した申請書及び資料の返却を求めることは、できない。
- ③ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出を求めることは、できない。
- ④ 提出書類に関して説明を求められた場合は、速やかに応じること。

以上